

令和2年度 アドベンチャートラベルガイド受入推進事業を公募します

アドベンチャートラベル（以下、「AT」という。）は、本道が持つ自然・体験・文化資源を最大限に活用できる旅行形態であり、世界で数十兆円の規模を持つと言われる有望市場であるが、本道においては、外国人対応可能なガイドに限られており、受入体制の充実に向けた取り組みが進んでいるとは言えない状況である。このことから、令和元年度に本事業を通じて、北海道におけるAT受入に係る機運醸成を図るとともに、ガイド育成に向けた研修カリキュラムを作成し、活用してきたところである。令和2年度は、ATガイドの役割が重要なリスクマネジメント(事前受入・応急処置対応)に重点を置き、ATツアー旅行者の安心・安全確保を重点項目としたATガイド育成を実施していく。また、道内のAT関係者に対して、ATツアーのリスクマネジメントについて研修をおこない、万全なATツアーの受入体制を構築していく。

記

1. 事業名
令和2年度 アドベンチャートラベルガイド受入推進事業
2. 事業目的
北海道独自の「北海道アウトドアガイド資格」は、日本でも数少ない公的なガイド資格制度であり、資格取得には上級救命講習等の救命救急講習受講修了を要件としているが、これは都市部において救急車が到着するまでの5～10分程度の間の救命措置について学ぶ講習である。
しかしATツアーでは、医療機関に引き渡すまでの時間が長い（数時間から1日以上）ため、野外での救急救命処置（ウィルダネスファーストエイド）のスキルがATガイドに求められる。また、ガイドの救急救命スキルの重要性は、ATガイドだけではなく、AT関係事業者幹部や業界団体、自治体等、多くの関係者が共有する必要がある。そこで今年度は、AT旅行者の安全と生命を守るための野外救急救命の対応強化に取り組み、世界に通じるATガイド育成および全道の受入体制を強化していく。
3. 応募方法
事業詳細に関する説明会は開催いたしません。募集要項を読み、期限までに必要書類をご提出ください。
4. 今後のスケジュール（予定）
 - 9月28日（月）：公示・観光機構ウェブサイトに掲載
 - 10月5日（月）：企画提案参加表明期限
 - 10月12日（月）：企画提案の受付・受領
 - 10月中旬：審査会（ヒアリング審査）の実施
 - 10月中旬：委託事業者決定、契約締結、事業の実施
5. 問合せ先
札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階
公益社団法人 北海道観光振興機構
AT推進本部 事業支援部 TEL 011-206-6951
石橋 静枝 ishibashi@visithkd.or.jp
上田 昌司 m_ueda@visithkd.or.jp

以上

「令和2年度 アドベンチャートラベルガイド受入推進事業」

企画提案募集要領（企画提案指示書）

1. 目的

アドベンチャートラベル（以下、「AT」という。）は、本道が持つ自然・体験・文化資源を最大限に活用できる旅行形態であり、世界で数十兆円の規模を持つと言われる有望市場であるが、本道においては、外国人対応可能なガイドが限られており、受入体制の充実に向けた取り組みが進んでいるとは言えない状況である。このことから、令和元年度に本事業を通じて、北海道におけるAT受入に係る機運醸成を図るとともに、ガイド育成に向けた研修カリキュラムを作成し、活用してきたところである。令和2年度は、ATガイドの役割が重要なリスクマネジメント(事前受入・応急処置対応)に重点を置き、ATツアー旅行者の安心・安全確保を重点項目としたATガイド育成を実施していく。また、道内のAT関係者に対して、ATツアーのリスクマネジメントについて研修をおこない、万全なATツアーの受入体制を構築していく。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下、「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

(1) 次のいずれかの者であること。

ただし、コンソーシアムの場合には、別紙 協定書を提出する事。

①民間企業

②特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人

③その他の法人、又は法人以外の団体等

(2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

(3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）9,100,000円（消費税込み）

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結日から～令和3年3月10日（水）まで

(2) 業務スケジュール

9月28日（月）：公示・観光機構ウェブサイトに掲載

10月5日（月）：企画提案参加表明期限

10月12日（月）：企画提案の受付・受領

10月中旬：審査会（ヒアリング審査）の実施

10月中旬：委託事業者決定、契約締結、事業の実施

(3) 業務完了日

令和3年3月10日（水）までに事業を終了し、事業実施報告書を作成・提出すること。

7. 業務委託内容（企画提案事項）

野外救急救命の専門家やATリスクマネジメントに精通した講師を招聘し研修会、セミナーを実施する。また、欧米豪のAT旅行者に対する英語での救急救命をスムーズに実践するために、手引書や動画テキストを作成する。

(1) AT ガイド育成研修の実施

- ① 研修内容 野外における救命救急処置スキルを持ったガイド育成のための研修を実施する。
WFA 野外救急救命講習以上のレベルとすること。
- ② 実施月 11月～1月
- ③ 対象者 アクティビティガイド、スルーガイド
※北海道アウトドア資格を未取得のガイドにあっては、消防の上級救命講習あるいは同レベルの講習修了を必須とする
- ④ 開催地と回数 道内4箇所(各1回) ※開催地を提案すること
- ⑤ 実施期間 1日

(2) AT ガイド受入体制セミナー

救急救命の重要性やリスクマネジメントについて、AT 関係事業者幹部や業界団体、自治体等、多くの関係者に周知することで世界に通じる受入体制を強化していく。

- ① 研修内容 AT 関係団体等に向けたリスクマネジメント(ファーストエイド、ガイドの役割等)講習。AT ツアーで起こり得るリスクを明確にし、安全管理、ガイド育成、リスクマネジメント等について研修を実施する。
- ② 実施月 1月～2月
- ③ 対象者 自治体、観光関連団体、体験観光事業者、アクティビティガイド、スルーガイド、文化・歴史・タウンガイドなど
- ④ 開催地と回数 道内5箇所(各1回) ※開催地を提案すること
- ⑤ 実施期間 半日程度

(3) リスクマネジメントの手引書作成

AT ツアーに関わるガイドが、外国人旅行者に対して英語で正しく事前受入・応急処置が出来るよう、分かり易い手引書を作成する。対象は、アクティビティガイド以外にも、町中で歴史ガイドを行うボランティアも参考に出来る仕様にすること。

- ① テキスト作成…外国人旅行者(言語英語)に対しての事前受入・応急処置の手引き書
- ② 動画テキスト作成…外国人旅行者(言語英語)に対しての応急処置(ウィルダネスファーストエイド)方法が分かる動画テキスト

8. 企画提案に係る手続き

(1) 提出物

① 企画提案書(※見積書含む)

A4サイズ5部(社名あり1部、社名なし4部)

※審査上 具体的な企業名・氏名がわからないようにふせて作成すること。

なお、企画提案書の作成にあたっては、上記7の(1)～(5)に係る企画提案事項のほか、下記の項目についても企画提案書に記載すること。

(ア) 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする。 (A4用紙1枚程度)

(イ) 実施スケジュール

企画提案書の中で執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。

(ウ) 事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。

なお、当機構から過去に受託した事業の実績については、記載しないでください。

(エ) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

(2) 提出期限 令和2年10月12日(月) 15:00(厳守)

(3) 提出場所 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階

(公社)北海道観光振興機構 AT 推進本部(担当:石橋)

TEL: 011-206-6951

(4) 提出方法

提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX、メールでの提出は不可。

9. 参加表明

企画提案の意思のある場合は、10月5日（月）15：00（厳守）までにメールで参加表明をすること。

担当：石橋 ishibashi@visithkd.or.jp

10. 選定基準

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

- ・指示内容が十分理解されているか。
- ・協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- ・効果的な事業内容となっているか。

(3) 実現性

- ・事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

(4) 経済合理性

- ・費用対効果が高い提案になっているか。

11. 業務上の留意事項

(1) 企画提案は、1社1提案とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。

(4) 提出いただいた企画提案について、ヒアリング審査を行う。

(5) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合には書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。

(6) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。

(7) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。

(8) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。

12. 著作権等の取扱

(1) 先行事例の紹介時の写真、成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は（公社）北海道観光振興機構に帰属するものとする。

(2) 成果品および構成素材に係る知的財産等

ウェブ掲載等への二次利用も見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

13. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の修正

採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。

(2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。

(3) 再委託等の予定について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要があるため留意すること。

※観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）再委託を行うことはできない。

②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。

③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機

構の承諾を要さない。

- (4) 本事業は観光庁が令和元年度に実施する「訪日外国人旅行者周遊促進事業」を活用する。このため、受託事業者は観光機構より別途指示する観光庁が示す要綱に従った業務遂行とすることとする。

14. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階

公益社団法人 北海道観光振興機構

AT推進本部 事業支援部 TEL 011-206-6951

石橋 静枝 ishibashi@visithkd.or.jp

上田 昌司 m_ueda@visithkd.or.jp

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和2年度 アドベンチャートラベルガイド受入推進事業」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和2年度 アドベンチャートラベルガイド受入推進事業」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委任契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)
(名称)
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)
(名称)
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)
(名称)
(代表者) ⑩